明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一四四）　一
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一四五）　三
〔告　示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について（**厚生労働**三二〇）　三五
〔**官庁報告**〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三五
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
弁理士登録関係　九二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九六
会社その他
会社決算公告　九六

省令

○厚生労働省令第百四十四号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿